

信用取引に係るご注意

- 信用取引は、株価の変動や、発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- 信用取引は、小額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性があります。その損失額は差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社までお申し出ください。

三菱UFJ eスマート証券株式会社 お客様サポートセンター

受付時間 平日午前8時から午後4時(年末年始を除く)

電話番号 0120-390-390(フリーコール)

なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

信用取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、お客様が信用取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。

お取引にあたっては、この書面をあらかじめよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、ご不明な点は、お取引開始前にお問い合わせください。

- 信用取引は、お客様に一定の保証金(委託保証金)を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な株券(※1)、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等(以下「株券等」といいます。)や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。
- 信用取引には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2種類の信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。
- 信用取引には、金融商品取引所で行われるものの他、PTS(私設取引システム)において行われるもの(「PTS信用取引」といいます。)があります。この書面では、特に言及がない限り、PTS信用取引を含めた信用取引全体に関する説明を記載しています。
- 信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できますが、その一方で価格の変動が予想と違った場合には、多額の損失が発生する可能性も合わせもつ取引です。したがって、信用取引を開始する場合、又は継続して取引を行う場合には、この書面のみでなく、その取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、お客様自身の資力、投資目的及び投資経験に照らして適切であるとお客様が判断する場合にのみ、お客様自身の判断と責任において取引を行うことが肝要です。(※2)

※1 この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。

※2 信用取引口座の開設及び取引にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、当社ではお客様の適合性に照らし、場合によっては口座開設及び取引に応じられないこともあります。

■手数料・その他諸費用について

- ・信用取引を行うにあたっては、当社所定の売買手数料がかかるほか、事務管理費、名義書換料、信用金利等の諸経費が別途必要となります。詳しくは別紙1「信用取引に係る手数料及び諸費用」の記載をご確認ください。
- ・信用取引の買付けの場合、買付け代金に対する金利をお支払いいただきます。また売付けの場合、売付け株券等に対する貸株料、品貸料及びプレミアム料をお支払いいただきます。

■委託保証金について

- ・信用取引を行うにあたっては、委託保証金（※）は売買代金の30%以上で、かつ30万円以上を担保として差し入れていただきます。また、レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。

※委託保証金は有価証券により代用することが可能です。詳しくは別紙2「信用取引委託保証金」の記載をご確認ください。

- ・信用取引の利用が過度であると金融商品取引所等が認める場合には、委託保証金率の引き上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。

■信用取引のリスクについて

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、信用取引の開始にあたっては、以下の内容を十分に把握する必要があります。

- ・信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※1）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・信用取引で売買した株券等のその後の値動きにより計算上の大きな損失が生じ、委託

保証金代用有価証券の価格が値下がり又は掛目の変更等により、お客様の委託保証金の現在価値が売買代金の20%未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社へ差し入れていただく必要があります。

- ・ 所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部又は全部を決済（反対売買または品受・品渡）される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。
- ・ 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。

※詳細は、各取引所で公表されている「日々公表銘柄の指定等に関するガイドライン」及び「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」でご確認いただけます。

このように信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

※1 裏付け資産が、投資信託、投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

■信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 信用取引に関しましては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用対象とはなりませんので、ご注意ください。

【信用取引に係る金融商品取引契約の概要】

当社における信用取引については、以下によります。

- ・ 顧客に信用を供与して行う株券等に係る次の取引
取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理株券等の売買の媒介、取次ぎ又は代理
PTS（私設取引システム）への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 信用取引に係る委託保証金又は代用有価証券の管理

【金融商品取引契約に関する租税の概要】

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 信用取引における配当落調整額は、上場株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。
- ・ 信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益は、原則として上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 信用取引に係る上場株式等の譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 買付けを行ったお客様が受け取る配当落調整額については、法人税に係る所得の計算上、買付けに係る対価の額から控除されます。売付けを行ったお客様が支払う配当落調整額については、法人税に係る所得の計算上、売付けに係る対価の額から控除されます。
- ・ 信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

【当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等】

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業に規定する行為です。

当社において信用取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「信用取引口座設定約諾書兼 PTS 信用取引に係る合意書」「信用取引申込書兼信用取引に関する覚書兼個人情報利用目的同意書兼特定口座異動届出書」を電磁的方法による交付等で当社に差し入れ、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。
- ・ 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ 信用取引で注文される際は、必ず「信用取引で」と明示してください。また、その際、制度信用取引（PTS 制度信用取引を含みます）を行うのか、一般信用取引（PTS 一般信用取引を含みます）を行うのかの別も明示してください。なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。
- ・ 金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。
- ・ PTS は、上記の日々公表銘柄に加え、PTS 日々公表銘柄に関する規定を設け、当該規定に該当した銘柄を「PTS 日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。
- ・ お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。

これに対して、信用取引によって買い付けた株券等及び信用取引によって株券等を売付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済及び品受け・品渡しによる信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、金融商品取引所が定めた株価等を

もって金銭により清算を行っていただくことになります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。

- ・適格機関投資家（これに類する外国法人を含む）が信用取引の売付けを行う場合及びそれ以外の投資家が行う信用取引の売付けのうち売付け1回あたりの数量が金融商品取引所の定める売買単位の50倍を超える場合には、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」により価格規制を受けることとなりますので、ご注意ください。
- ・注文された信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡ください。
- ・当社が口座名義人の死亡を確認した時点で信用建玉の未決済がある場合、当社が口座名義人の死亡を確認した日以降、当該信用建玉の強制決済措置を行い、精算金額を確定いたします。

信用取引の仕組みについて

（１）制度信用取引（PTS 制度信用取引については次項をご覧ください）

- ・制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料及び返済期限等が金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付け株券等及び買付け代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること（貸借取引）ができます。
- ・制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。なお、制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券等を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（貸借銘柄）に限られます。
- ・制度信用取引の返済期限は6ヶ月と決められており、6ヶ月を超えて制度信用取引を継続することはできません。なお、制度信用取引を継続することが適当でない認められるときには、制度信用取引の返済期限（6ヶ月）の定めにかかわらず、金融商品取引所により返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われることがありますので、ご注意ください。
- ・制度信用取引における金利、貸株料は、その時々金利情勢等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることになります（※）。また、金利、貸株料は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、事前に当社ホームページにてご確認ください。

また、貸借銘柄について、証券金融会社において株不足（貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態）が生じ、この株券等を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料（いわゆる逆日歩）を支払い、買い方はこれを受け取ることにな

りますが、品貸料は、その時々株券調達状況等に基づき決定されることとなります（※）。

※その額は、その時々金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

- ・制度信用取引について売り方のお客様からお支払いいただく貸株料は、品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。なお、貸株料等の信用取引にかかるコストについては、別紙1「信用取引に係る手数料及び諸費用」の記載をご確認ください。
- ・制度信用取引によって売買している株券等が、株式分割、株式無償割当て、株式分配、その他権利付与（以下「株式分割等」と言います。）による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします。

ただし、権利処理が行えない場合には、返済期日繰上げ等の措置を実施する場合がございます。

（注）例えば、株式分割の場合の権利処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

- ・売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合（分割比率1：2等）
株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付け又は買付けの数量を増加し、売買値（約定値段）を減額します。
- ・上記以外の株式分割の場合（分割比率1：1.5等）
金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。

また、配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと（通常、配当落ちの約3ヶ月後）、配当落調整額を買い方は受け取り、売り方は支払うことになります。

（注）制度信用取引では、お客様が買付けた株券等は、担保として金融商品取引業者に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には、証券金融会社に留保されます。当該株券等に株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように金融商品取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、①事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合、②権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など、譲渡性及び換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値又は無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。

- ・証券金融会社は、貸借銘柄について、株券等の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券等の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売付けや、買付けた銘柄の売却・品受けによる返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

(2) PTS 制度信用取引

- ・PTS 制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、PTS において行われる信用取引です。品貸料及び返済期限は、日本証券業協会の認可会員である私設取引システム運営業者（以下、「PTS 運営業者」といいます。）が、日本証券業協会の規則に基づき決定しています。また、PTS 制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等及び買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること（貸借取引）ができます。
- ・PTS 制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（制度信用銘柄）の中から証券金融会社が選定した銘柄から、PTS 運営業者が選定した銘柄に限られます。なお、PTS 制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券等を借り入れることができるのは、PTS 制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（貸借銘柄）の中から証券金融会社が選定した銘柄から、PTS 運営業者が選定した銘柄に限られます。
- ・PTS 制度信用取引の返済期限は6か月と決められており、6か月を超えてPTS 制度信用取引を継続することはできません。なお、金融商品取引所が制度信用取引を継続することが適当でないと認め、制度信用取引の返済期限（6か月）の定めにかかわらず、返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われた場合は、PTS 制度信用取引についても返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われますのでご注意ください。また、金融商品取引所による返済期限の変更が行われていない場合でも、PTS 運営業者がPTS 制度信用取引を継続することが適当でないと認め、PTS 制度信用取引の返済期限（6か月）の定めにかかわらず、返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われることがありますのでご注意ください。
- ・上記3点を除き、PTS 制度信用取引における金利、貸株料、品貸料、貸株料その他の取扱いは、制度信用取引と同じとなります（当社ホームページを参照ください）。

(3) 一般信用取引（PTS 一般信用取引については次項をご覧ください）

- ・一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象としますが、品貸料及び返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。ただし、一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。
- ・一般信用取引ができる銘柄は、当社が定める銘柄となります。当社が一般信用取引の利用を制限する主なものは、上場廃止基準に該当した銘柄、当社が独自の判断により一般信用取引の利用を制限した銘柄、金融商品取引所が売買状況等により一般信用取引の利用を制限した銘柄などとなります。
- ・一般信用取引における金利、返済期日、貸株料、名義書換料、事務管理費は、その時々々の金利情勢、株券調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることとなりますので、事前に当社ホームページにてご確認ください。
- ・一般信用取引によって売買している株券等について株式分割等による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理についても、証券金融会社を通じた処理ができないため、お客様と当社との合意によること（場合により返済期日繰上げ等）となりますので、この点についても、

事前に当社ホームページにてご確認ください。

- ・一般信用取引（長期）の売建可能銘柄について、当社は独自の抽選により配分を決定します。お申込み株数の受付結果は、当社が定める時間に当社が指定する方法でお客様画面へ反映させていただきます。事前に、ログイン後ページのお取引画面へ掲載する「一般信用（長期・デイトレード信用取引）売建可能銘柄一覧」に記載する事項をよくお読みください。
- ・一般信用取引は、貸借取引の利用を前提としない信用取引ですから、原則として、制度信用取引のように、証券金融会社における株券等の調達が困難になったという理由で制約を受けることはありませんが、当社の与信管理の都合上、あるいは売建玉について当社における株券等の調達が困難となった場合等において、当社が定める期日を返済期日として設定することがあります。この場合、当社が定める期日を越えて一般信用取引を継続することはできません。この点についても、「信用取引口座設定約諾書」「信用取引申込書兼信用取引に関する覚書兼個人情報利用目的同意書兼特定口座異動届出書」にてご確認ください。
- ・一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引への変更や、逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更することはできません。

※デイトレード信用取引

デイトレード信用取引は一般信用取引のうち返済期日が当日中の取引です。デイトレード信用取引で当日中に返済されず、期日超過となった場合は強制決済手数料がかかります。強制決済手数料は別紙1「信用取引に係る手数料及び諸費用」をご確認ください。デイトレード信用取引では当日中の返済が困難になる可能性があるとして当社が判断する場合、取引時間中の新規建ての注文に一時制限を設ける場合があります。

デイトレード信用取引の売建可能銘柄は、プレミアム料の入札方式により配分を決定します。お申込みの受付結果は、当社が定める時間に当社が指定する方法でお客様画面へ反映させていただきます。事前に、ログイン後ページのお取引画面へ掲載する「一般信用（長期・デイトレード信用取引）売建可能銘柄一覧」に記載する事項をよくお読みください。なお、プレミアム料については、別紙1「信用取引に係る手数料及び諸費用」の記載をご確認ください。

（４）PTS 一般信用取引

- ・PTS 一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、PTS において行われる信用取引ですが、品貸料、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。ただし、PTS 一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。
- ・上記を除き、PTS 一般信用取引における銘柄選定、金利、貸株料、品貸料、貸株料その他の取扱いは、一般信用取引と同じとなります（当社ホームページを参照ください）。

（５）信用取引に関わる共通事項

- ・信用取引を行うにあたって担保として差入れる委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上が必要です。なお、レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。信用取引の返済取引を行った場合、当該信用取引に係る委託保証金は約定日より信用保証金勘定から引き出すことができます。

- ・信用取引に係る日計り取引を行った場合、当該信用取引に係る委託保証金は同日約定日から信用取引の新規建取引に利用できます。
- ・信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益については、約定日よりお客様の信用保証金勘定に受入し、信用取引の新規建取引に利用できます。
- ・信用取引で売買した株券等のその後の値動きにより計算上の大きな損失が生じ、委託保証金代用有価証券の値下がり又は掛目の変更等により、20%未満となった場合には、不足が生じた日の2営業日後の正午までに保証金維持率が20%に回復するまで当社に不足額を差し入れていただくこととなります。保証金の差し入れは、①お客様の信用保証金勘定へのご入金(有価証券で代替可能な場合の差入れを含む)、もしくは②保有されている信用建玉の返済とします。保証金の差し入れのために信用建玉を返済された場合、返済いただいた信用建玉金額の20%の金額を不足額へ充当します。
- ・信用取引で生じた決済損等、信用取引等に関しお客様が当社に支払うべき金額がある場合、支払期日の当社が定める時限までに必ずご入金いただく必要があります。ご入金がない場合や不足する場合、当社は、お客様に通知することなくお客様の全部または一部の未決済建玉及び代用有価証券を、お客様の計算により任意に処分し、それを適宜、債務に充当させていただきます。
- ・信用取引を行うにあたりSOR注文を選択した場合、SOR注文は必ずしも有利な価格で約定を保証するものではありません。有利な価格があったとしても、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性、取引時間帯等さまざまな要素を総合的に勘案して執行致します。最良執行方針に基づき注文を執行し、故意にお客様に不利な取引の条件で執行することはありません。

当社の概要

商 号 等	三菱 UFJ e スマート証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 61 号
所 在 地	〒100-6024 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 24F
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本 STO 協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
設立年月	1999 年 11 月 19 日
資 本 金	71.96 億円(2024 年 4 月 1 日現在)
主な事業	金融商品取引業
連 絡 先	0120-390-390(フリーコール)

当社に対するご意見・苦情等に関する連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

受付時間 : 平日午前 8 時から午後 4 時（年末年始を除く）

窓口 : お客様サポートセンター

受付方法 : 電話、電子メール

電話番号 : 0120-390-390（フリーコール）

メールアドレス : cs@kabu.com

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間 : 月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以上

（2025 年 3 月）

信用取引に係る手数料及び諸費用

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、当社でお取引いただく際の手数料および諸費用を記載しております。
取引手数料及び諸費用の金額、基準等は当社判断により変更することがあります。

（１）信用取引手数料

取引チャネル、執行条件にかかわらず下記手数料が適用されます。

信用取引の手数料は、「ワンショット手数料®」（複数日にわたる内出来の場合も一注文として計算）と「１日定額手数料」のどちらかを選択できます。

※「ワンショット手数料®」は１注文の約定代金に応じて手数料が決まる手数料体系のことです。

※「１日定額手数料」は現物・信用の１日の約定代金（「デイトレード信用取引」の約定代金は除く）の合計に応じて手数料が決まる手数料体系のことです。

※初期設定は「ワンショット手数料®」となります。

※手数料コースの変更はマイページへログインの上お申し込みいただけます。（お電話での手数料コース変更は不可）

・「ワンショット手数料®」の手数料体系は以下となります。

約定代金	信用取引手数料
0 円超～10 万円以下	99 円（税込）
10 万円超～20 万円以下	148 円（税込）
20 万円超～50 万円以下	198 円（税込）
50 万円超～	385 円（税込）

※成行、指値、自動売買等執行条件にかかわらず上記手数料が適用されます。

※手数料計算および消費税計算により小数点未満の端数が発生する場合は切り捨てとなります。

※「デイトレード信用取引」は手数料無料です。

・「１日定額手数料」の手数料体系は以下となります。

「１日定額手数料」は現物・信用の１日の約定代金の合計に応じて手数料が決まります。

※一部の商品・サービスによるお取引は、１日定額手数料の合計約定代金にはカウントいたしません。詳しくは当社ホームページの「ご投資にかかる手数料等およびリスクについて」をご確認ください。

合計約定代金(現物・信用合算)	手数料
0 円～100 万円以下	無料
100 万円超～200 万円以下	2, 200 円 (税込)
200 万円超～300 万円以下	3, 300 円 (税込)
300 万円超～400 万円以下	4, 400 円 (税込)
400 万円超～500 万円以下	5, 500 円 (税込)
500 万円超	以降、100 万円毎に 1, 100 円 (税込) 加算

※成行、指値、自動売買等執行条件にかかわらず上記手数料が適用されます。

※手数料計算により小数点未満の端数が発生する場合は端数分を最終取引明細に加算します。

※消費税計算により小数点未満の端数が発生する場合は切り捨てとなります。

※「デイトレード信用取引」の約定代金は「1 日定額手数料」の対象には含まれません。

※ご注文毎に、注文代金に応じた以下表に掲げる税込金額を、手数料分として買付余力より拘束させていただきます。

合計注文代金(現物・信用合算)	買付余力拘束金額
0 円～100 万円以下	2, 200 円 (税込)
100 万円超～200 万円以下	3, 300 円 (税込)
200 万円超～300 万円以下	4, 400 円 (税込)
300 万円超～400 万円以下	5, 500 円 (税込)
400 万円超～500 万円以下	6, 600 円 (税込)
500 万円超	以降、100 万円毎に 1, 100 円 (税込) 加算

※取引時間中は、約定の都度、再計算を行い、上記買付余力拘束金額を更新いたします。

※各取引に対して本来の 1 日定額手数料体系に基づく手数料を按分（約定代金に応じて加重平均）した正確な受渡代金を当日夕方に注文約定照会画面に反映いたします。当日夕方までは按分前の手数料が表示されます。

※按分前と按分後の手数料の総額は一致しますが、手数料の消費税については按分後に明細単位で再計算を行い、端数を切り捨てるため消費税の総額が按分前と異なる場合がございます。按分後の消費税が正しいものとなります。

※返済期日を超過した場合等の強制返済においては、1 日定額手数料を選択している場合でも、「ワンショット手数料®」の手数料体系で手数料が計算されて別途加算されます。

※現物取引の手数料や諸費用は「上場有価証券等書面」をご確認ください。

・デイトレード信用取引の手数料体系は以下となります。

デイトレード信用取引手数料
無料

(2) 諸費用

信用取引に関しては信用取引手数料（売買手数料）の他に以下の諸経費が必要となります。

・ 信用取引金利

信用取引においては、買い方は約定金額に対する金利を支払い、売り方は約定金額に対する金利を受け取ります。信用取引金利は金利情勢や証券金融会社の貸借金利の動向等によるためその金額、又は計算方法を表示する事ができず、その都度当社が定める金利となります。

【ご注意】

- ・ 信用取引金利は、新規建受渡日から決済受渡日までの両端入れです（建て日、返済日を含む）。

- ・ 日計りの場合は1日分の信用取引金利が必要です。

- ・ 信用取引金利は、決済時に精算されます。

- ・ 信用取引金利は、金利情勢等により変更される事があります。

・ 貸株料

売り方は貸株料をご負担いただきます。

・ 品貸料（逆日歩）

証券金融会社の貸株残高（売建）が融資残高（買建）を上回った場合、売り方が買い方に対して株の品貸料を支払うことがあります。この品貸料を一般に「逆日歩」といいます。なお、逆日歩の対象銘柄および逆日歩の金額は、日々証券金融会社が発表しています。逆日歩が発生するのは制度信用のみです。一般信用では買い方、売り方ともに逆日歩は発生しません。

・ プレミアム料

一般信用取引のプレミアム料付空売りは一般信用取引貸株料に加えてプレミアム料を当社にお支払いいただきます。プレミアム料は、マーケット状況を元に当社が計算した価格を採用しております。当該方法で採用されたプレミアム料は、一般信用取引（長期）の場合、銘柄ごとに1日につき1株当たりの価格が日次で更新されます。一般信用取引（デイトレード信用取引）の場合、銘柄ごとに1日につき1株当たり当社が計算した価格を基準として入札方式により日次で決定します。プレミアム料は、1日につき1株あたり、前営業日終値（終値がない場合は各銘柄の優先市場における前営業日終値等から算出される基準価格）×1%を上限といたします。プレミアム料は、売建受渡日から買戻返済受渡日もしくは品渡受渡日までの両端入れ（日計り取引の場合は1日分、新規建受渡日から返済受渡日までの間に休業日をまたぐ場合は休業日を含む）で算出し、貸株料に合算してご負担いただきます。

銘柄ごとの日々のプレミアム料は当社ホームページにて一覧をご確認ください。

・ 強制決済手数料

信用取引で期日内に返済されなかった場合は、その建玉については当社の任意によりお客様の計算で強制決済（反対売買または現物決済）を行います。その際、決済されるまでの日数分の諸経費が発生します。

強制決済による反対売買は、当該諸経費に加え手数料が発生いたします。制度信用取引、一般信用取引（長期）の強制決済による反対売買は、新規建時の約定の明細ごとに

強制決済による反対売買を発注し、ワンショット手数料®にて手数料を計算いたします。デイトレード信用取引の強制決済による反対売買は1注文（売買区分、口座区分、取引区分、市場区分ごとに1注文として発注されます）あたり2,200円（税込）の手数料が発生いたします。強制決済による反対売買の際、注文が一部でも約定したら2,200円（税込）の手数料が発生し、内出来となった注文の残りの注文について手数料は発生いたしません。

・ 事務管理費

建玉の約定日から1ヶ月経過するごとに1株あたり11銭（税込）（単元株制度の適用を受けない銘柄については1株あたり110円（税込））となります。100円に満たない場合は110円（税込）、上限は1,100円（税込）。

同一銘柄で同一約定日の建玉はまとめて算出し、売り建玉と買い建玉は区別いたします。

・ 名義書換料

買建玉について権利確定日をまたいで建玉がある場合、名義書換料として1取引単位あたり55円（税込）（ETFおよびETNにかかる名義書換料（権利処理手数料）については、1取引単位あたり5.5円（税込））がかかります。ただし、大幅な株式分割が行われた場合などは当社の判断により減額させていただくことがあります。

・ 配当金相当額

権利確定日に売建株があった場合、その銘柄の配当金が確定した後に「配当金相当額」を当社へお支払いいただきます。「配当金相当額」は、制度信用取引の場合は配当金額から所得税源泉徴収相当額等15.315%を差し引いた配当金額の84.685%・一般信用取引の場合は配当金額の100%となります。制度信用取引の配当金額に対する割合は税制改正等により変更となる場合があります。

（権利確定日に買建株があった場合では、その銘柄の配当金が確定した後に「配当金相当額」（配当金額の84.685%）を当社から受取ります。また、信用取引の「配当相当額」は現物株式の配当金と異なり、税法上の配当所得には区分されず譲渡所得の対象となります。）

（3）大口優遇プラン

上記手数料体系とは別にお取引の前月の建玉残高・新規建約定代金等に応じた手数料・金利・貸株料優遇体系があります。詳しくは当社ホームページの信用取引（制度・一般）大口優遇プランをご確認ください。

以上

（2025年3月）

信用取引委託保証金

代用有価証券の種類と代用価格等

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、当社の信用取引にかかる委託保証金について記載しております。
委託保証金については、金融商品取引所の取引規制や当社判断により変更することがあります。

(1) 委託保証金

信用取引を行うにあたって担保として差入れる委託保証金は、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上が必要です。

委託保証金率及び代用有価証券の掛目については、レバレッジ型 E T F 等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、金融商品取引所により変更されること又は当社の判断により変更することがありますので、委託の際に事前に当社ホームページにてご確認ください。

(2) 最低委託保証金

委託保証金額は 30 万円となります。

(3) 最低保証金維持率

最低保証金維持率は 20%となります。

(4) 追加保証金

信用取引で売買した株券等のその後の値動きにより計算上の大きな損失が生じ、委託保証金代用有価証券の値下がり又は掛目の変更等により、20%未満となった場合には、不足額を不足が生じた日の 2 営業日後の正午までに保証金維持率が 20%に回復するまで当社に不足額を差し入れていただくこととなります。保証金の差し入れは、①お客様による信用口座へのご入金(有価証券で代替可能な場合の差入れを含む)、もしくは②保有されている信用建玉の返済とします。保証金の差し入れのために信用建玉を返済された場合、返済いただいた信用建玉金額の 20%の金額を不足額へ充当します。また、不足が生じた日の 2 営業日後の正午までに追加保証金の解消が確認できない場合、原則として当社は、お客様へ通知することなくお客様の口座における全未決済建玉を当社の任意でお客様の計算により決済いたします。

(5) 代用有価証券と掛目

有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日最終値にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

有価証券	基準値	掛目
上場株券	前営業日の最終価格(気配) ※銘柄ごとに掛目設定あり	80%
上場投資信託・上場投資証券 (ETF、不動産投信など)	前営業日の最終価格(気配) ※銘柄ごとに掛目設定あり	80%
公募非上場投資信託 (累投型、MMF、中期国債ファンド除く)	前営業日の基準価額	80%

※委託保証金は有価証券等で代用することも可能ですが、一部分を現金にさせていただくこともあります。

※NISA 口座で保有している株式については、代用有価証券の掛目は0%(代用差入れ不可)となりますのでご注意ください。

※代用有価証券を所定料率で算定した時に小数点が発生する場合には、切り捨て処理をおこないます。(小数点の丸め処理の関係で、お預かり証券全体の評価額と少額の誤差が生ずる場合がございます)

(追証解消時のご留意点)

代用有価証券の差入と現金入金で追証の解消をおこなわれる場合には、代用有価証券の差入を先におこない不足額の再確認をお願いします。

※代用有価証券の掛目計算で、一元未満の小数点が生ずる場合に丸め処理(切上・切捨)の関係で振替明細数に応じ数円の誤差が発生する場合がございますので振替後の確認が必要です。単元未満株・投資信託・小数点取引対象銘柄の場合は、注意が必要です。

(6) 代用有価証券の掛目変更

当社の判断により代用有価証券の掛目の変更又は除外(以下「掛け目の変更等」といいます。)を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目(又は除外)の適用日につきましては、通知した日から起算して5営業日目の日以降といたします。

ただし、下記③の事象の発生が確認された場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

■掛目変更理由

- ①株価が一定の水準を継続して下回った状態にある、あるいは出来高が過少で流動性が確保できない状態にあるなど、決済リスク上問題があると判断した場合。
- ②当社内における信用取引建玉状態や代用有価証券の預り状態に著しい偏りが確認され、与信管理上問題があると判断した場合。
- ③明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金として適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合。

例)・上場廃止につながる可能性が非常に高い事象の発生

- ・粉飾決算の疑い
- ・巨額損失の発生
- ・行政処分による業務停止
- ・大規模事故による業務停止

以上

(2025 年 3 月)

包括再担保契約に基づく担保同意書

私は、貴社に預入れしてある信用取引保証金代用有価証券について、下記により貴社が証券金融会社又は金融商品取引業等に関する内閣府令第140条第1項に規定する母店金融商品取引業者等に混同担保として提供することに同意します。

1. 貴社が混同担保として提供できる有価証券は、私が貴社に預託する全ての信用取引保証金代用有価証券とすること。
2. 貴社は、1. で指定した有価証券について預託を受けた後、担保に提供するまでの間に、私に対し、包括再担保契約により包括的な同意を得ている旨確認すること。
3. 2. で確認をした有価証券を、同契約に基づき担保として提供しようとするときは、当該担保として提供しようとする有価証券の種類、銘柄及び株数若しくは券面の総額に関する事項を記載した「信用取引保証金代用有価証券再担保同意明細書」を「取引残高報告書」と併せて私に送付すること、又は当該事項を電磁的方法により私に提供すること。
4. 貴社は、私の申し出により、同契約の解約に応じること。
5. 貴社は、私が信用取引口座の解約を申し出た際には、同契約も同時に解約すること。

「担保同意書」の電磁的方法による取扱いについて

1. 電磁的同意方法
代用有価証券の買付若しくは保護預りからの振替の都度、当該有価証券を混同担保として取扱うことを電磁的方法により当該画面にて同意いたします。
2. 同意内容の確認（交付）
同意済みである有価証券明細の確認については、代用有価証券の買付けに係る明細は「取引履歴（詳細）」画面、保護預りからの振替分は「国内株式振替・照会」画面にて行います。

以上